

1. 件 名 : 「美浜発電所第3号機の火災防護対策に係る検査指摘事項に対する水平展開状況に関する面談」

2. 日 時 : 令和5年3月16日 16時00分～16時45分

3. 場 所 : 原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁 :

原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門

渡邊安全規制管理官、西内安全審査官

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

高須安全規制管理官、上田企画調査官、関企画調査官

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力発電部長 他8名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、美浜発電所第3号機の火災防護対策に係る検査指摘事項に対する水平展開状況に関して、これまでに美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機並びに大飯発電所第3号機及び第4号機を対象に検査で確認した現場状況について、関西電力に対して確認を行った。主な内容は以下のとおり。

- ・火災防護対象ケーブルを束ねて収容しているケーブルラック等の主要部には、1時間の耐火能力を有する隔壁等並びに火災感知設備及び自動消火設備が設置されていること。
- ・ケーブルラックから分岐して各機器まで等に設置されている電線管のうち、近接に固定発火源が有り火災影響を受ける範囲内の電線管には、1時間の耐火能力を有する隔壁等並びに火災感知設備及び自動消火設備の設置等の火災防護対策が講じられていること。
- ・一方、近接に固定発火源が無く火災影響を受ける範囲外の電線管には、1時間の耐火能力を有する隔壁等並びに火災感知設備及び自動消火設備の設置等の火災防護対策が講じられておらず、認可された工事計画と整合しないこと。

(2) これに対し、関西電力株式会社から、上記現場状況の認識に齟齬はなく、今後の是正に向けた対応等については、改めて社としての方針を説明する旨の回答があり、原子力規制庁から了解した旨を伝えた。

6. その他

提出資料 : なし

以上